

4 入札監視委員会（仮称）の設置及び運営について

入札・契約の過程及び契約の内容について、透明性を確保するとともに不正行為を防止するために、学識経験を有する者等の第三者の監視を受けることが有効であることから、以下のとおり、入札監視委員会を設置する。

(1) 委員会設置の目的等

入札・契約適正化法の趣旨を踏まえ、第三者の公平中立な立場から入札・契約の過程及び内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図ることを目的として入札監視委員会を設置する。

委員は、公正中立の立場で客観的に事務を適切に行うことができる弁護士、大学教授、警察OB等の学識経験者等の中から、知事が5名以内で選任する。

(2) 委員会の事務等

委員会においては、次に掲げる事務を行う。

- ・入札・契約手続きの運用状況等について報告を受けること
- ・委員会が任意に抽出し、又は指定した工事に関し、一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯等について審議を行うこと
- ・報告の内容、又は審議した工事の入札・契約の理由、指名の経緯等に不適切な点、又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で意見の具申、又は勧告を行うこと
- ・一般競争入札における参加資格がないと認めた理由、指名競争入札及び随意契約の非指名の理由についての再苦情処理を行うこと（但し、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象となる公共工事を除く。）

委員会の審議に係る議事の概要及び委員会が発注部局の長に対して行った意見具申、又は勧告の内容は、公表することにより透明性を確保する。

また、発注部局の長は、委員会からの意見具申、又は勧告を受けた場合には、これを尊重し、その趣旨に沿って入札・契約の適正化のための必要な措置を講ずるよう努める。

委員会の事務局は、入札・契約適正化法の趣旨を踏まえ、発注担当課等と一定の距離をおくこと、建設工事の入札・契約事務に精通していること、また、建設業の健全な発展という視点をもつ必要があることから、これを建築都市部建築振興課に置く。

(3) 苦情処理手続きの整備等

入札・契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札・契約の過程についての苦情の処理手続等について、あらかじめ明確に定め、これを公表する。

入札・契約の過程に関する苦情の処理については、まず、発注部局の長又は発注機関の長（以下「発注部局長等」という。）において行う。

発注部局長等が一般競争入札における参加資格がないと認めた理由、指名競争入札及び随意契約の非指名理由について、苦情の申出を受けた場合は、申出者に対してその理由を書面で回答する。

発注部局長等は、回答に不服がある場合の再苦情の申立てを受けた場合は、入札監視委員会に諮る。

委員会は、再苦情の申立の内容を審議し、意見書を作成し、その結果を発注部局長等に通知するとともに公表する。

発注部局長等は、委員会の結果を再苦情の申立者に回答する。